

新大職組新聞

新潟大学職員組合
情 宣 部

〒 950-21
新潟市五十嵐 2 の町8050
新潟大学厚生センター内
TEL (025) 262-6096
FAX (025) 263-2041

寒い北国から熱い抗議の声を！ 寒冷地手当「見直し」改悪反対のとりくみ

ことのほか寒く長かった今年の冬も終わりが近づき、ようやく春の足音が感じられるようになりました。しかし、この寒い冬に私たちがあらためて不当だと実感している人事院の寒冷地手当改悪に反対する運動は、まだまだ終わりを迎えてはいません。

熱気につつまれた 3・1総決起集会

さる3月1日、県民会館大ホールで寒冷地手当阻止の北信越総決起集会が行われました。県内はもとより、富山・石川・福井・長野の各県から一三〇〇名が集り、会場は大変な熱気に包まれました。集会前のデモ行進も延々と続き、参加者からは、「久しぶりに元氣の出る集りだった」という声がいしきりに聞かれました。

集会で印象的であったのは、この反対運動のもつ大きな広がりについてでした。会場では各地の自治体が次々と寒冷地手当改悪反対の意見書を採択している状況が報告されました。新潟県では、県議会をはじめ、2月28日現在で一二市町村

中半数以上の六四議会が意見書を採択、

さらに同日現在で七五人の市町村長が人事院総裁宛の要請署名に賛同しています。「連合」傘下のいくつかの公務員労組も運動への連帯を表明、共産・社民両党のみならず、保守系の県議会議長からも挨拶がよせられました。運動はまさに労組のナショナルセンターや支持政党の違いをこえた、大同団結の様相を呈しています。

まともな根拠示さず 8割もの大幅削減！

これら反対運動の盛り上がりに対して、人事院はあくまでも3月末までの骨格提示、96年度人勧での「見直し」改悪に固執しています。1月に人事院は、「見直

し」の根拠として寒冷生計増嵩費（寒冷地での生活に伴って増える生計費）の試算例を示しました。これによれば生計費の増嵩分は現行支給平均の2割程度ということになり、8割もの大幅削減が見込まれることとなりますが、この試算のデータは本来寒冷生計増嵩費調査のためのものではなく、費目設定に問題があるうえに、サンプル数も極めて限られており、そもそも除雪費用、スキー等教育費、スノードレスタイヤ、家屋耐雪構造費なども含めていきわめて不十分なものです。

このような点に対して、国公労連・全大教などはその不当さを指摘し人事院と交渉してきましたが、人事院は道理ある回答が示せず、強弁と言い逃れに終始しています。人事院が強行した寒冷地手当等の民間支給実態調査も、まともな比較の根拠を示し得ないまま「これを支給『見直し』の基準とするわけではない」などと言いつつ始末です。基準とならない調査をなぜするのか。「見直し」に向けた世論誘導のための恣意的データなどではないか。3・1集会でも「人事院は昨年いい加減なデータを根拠に半減をいつてだめだった。今度また同じようなデータをもってきて8割減だという。これは売れ残った粗悪品を安売りするのでなくさらに高く売りつけようというもので、ばかばかしいにもほどがある」との発言がありました。またたくそのとおりです。

この間、3月12日には国公労連の、14日には全大教の、人事院要求集会・交渉がありました。人事院は「見直し」に向けた年度内骨格提示の意志を変えていません。



すべての人々との
共同が可能

さきよのべたように、この反対運動には広い連帯の動きが見られますが、それはこの「見直し」改善が寒冷地に暮らすすべての人々に悪影響を与える不当なものであることをよく示しています。この点はきわめて大切なことです。

寒冷地手当は、公務労働者のみの問題ではありません。人勧準拠の医療・農協・私立学校、またJRやNTTなどで支給されている手当も、公務員の寒冷地手当が削減されればこれに連動して削減されるのは必至です。「公務員は民間より優遇されている」といいますが、「公務員の手当が削減されれば民間はいっそう悪くなる」のです。

さらに寒冷地手当は、地方交付税交付金の寒冷補正分の基準であり、生活保護費の加算、公営住宅建設費補助等の算定基準などにも直接影響します。これが削減されれば地方行政にとって大きな問題であり、寒冷地に暮らすすべての人々に重大な影響を与えるものです。公務員等労働者の収入減・購買力低下とも相まって、不況下の地方経済にも大きな打撃を与えることが予想されます。住民の暮らしに責任を持つ自治体の長や議会がこれに反対するのは当然です。昨年11月の豪雪地帯町村議会長の全国大会では、国に対し地方交付税寒冷補正の改善や税負担軽減を含む特別措置を求める決議もだされています。

いっそうの
運動の強化を

新大職組ではこの間、この寒冷地手当改善反対運動を96春闘の重点課題の一つとして位置付け、集会参加の呼びかけや中央行動への代表派遣に加え、反対署名活動に取り組んできました。これまで述べてきたように、この運動は北国に暮らすすべての人々の切実な要求に基づいた大きなものとなっています。1月の人事課交渉では、寒冷地手当削減に関して「大学としては他官庁（人事院）が相当の理由で行っていることにコメントはできない」とした人事課長も、「個人としては困ったことだ」と漏らしています。組合員である・なしに関わらず、すべての教職員の半数以上から反対署名を集め、大きな声をあげようではありませんか。年度末には人事院の骨格提示が強行される公算が大です。96人勧にむけてよりいっそうの運動を強めてゆく必要があります。

江戸時代の後期、魚沼郡塩沢町の縮商人であり文人であった鈴木牧之は、雪国の暮らしの実態を広く世の人々に伝えるようと、江戸で自著を刊行することを企てます。しかし江戸の人々の理解を得るのには困難でした。数々の挫折もし、苦勞に苦勞を重ねて諸方面と交渉したあげく、構想から30余年も経て『北越雪譜』二編七巻の刊行が実現したのです。われわれも牧之にならい、ねばり強い運動を見つけようではありませんか。

中執ダイアリー



平和講座 (2. 16)



婦人部送別会。自分でうったソバをたべながら (2. 29)



中央委員会 (3. 6)。当日の特別決議は4面に。



松の山スキー。今年も大盛況 (3. 9~10)

【検証・大学改革④】

「同情するなら職をくれ！」その後
研究妨害とはこのことだ
露崎史朗 (元大学院自然科学研究科)

昨年の大学審査申入れ、大きくクローズアップされてきた教員の任期制。今回は任期制(期限付き助手)に伴う問題の一例として、昨年12月にいただいた露崎史朗氏の寄稿をご紹介します。(情宣部)

6月の始めくらいに本部事務から電話があり、その結果、私は壁を蹴飛ばして怒り狂っていた。ちょうどその直後、北大理学部同窓会から原稿寄稿を依頼され、その怒りの元凶を書いて送った。その原稿の冒頭と終わりは以下の通りである。

北大時代からこれまでの
思い出つれづれ

露崎史朗
(1984年度卒業、
植物学専攻課程)

「同情するなら職をくれ！」と安達祐実風に私は叫んでいた。現在私は新潟大学大学院自然科学研究科の一応の助手ではある。しかし、この助手は変則的で新潟大学大学院自然科学研究科規定集の新潟大学大学院自然科学研究科助手選考内規「大学院自然科学研究科に所属する助手の選考についての申合せ事項」に「概ね3～5年を目途として各学問分野のローテーションとする」と書かれており、公にできない期限付きの助手らしい。この怪しい期限を理由に先日、日本学術振興会の日米科学協力事業共同研究を申請したら「来年も当研究科に所属することを

室、低温研、地環研の皆様の研究活動は私にとって大きな刺激である。今後とも、少なくとも大学院においては研究を基盤とした教育が必要となることは言うまでもないことなのだが、私の周辺では現実とのギャップは大きい。(今の気分は安達祐実。)

……以上引用
* * *

この原稿を書いたときは、まだ新しい職のあてもなく、心底「職をくれ！」状態であった。そして、この原稿が印刷されたのは11月位で、なんとか1月には引越せる状態になったときである。自分は何もしなくても、なぜかこの同窓会誌のコピーがあちこち出回っているらしく、さまざまな反響が私の知らないところで起こっているらしい。そんな関係で、この原稿を依頼された次第である。ここでは、この出来事の詳細を私の知る限りでお伝えしたい。なお、これは私サイドからの見解であり、これに対する反論をいざれ期待している。

その前に、この話には訂正と続きがある。まず、訂正は科研申請を取り下げる(学術振興会に提出しない)判断をしたのは、大講座主任だけではなく研究科長も関係していたことである。事務からの電話で、そういつていた(しかし、こういう電話をさせられた事務の方もかわいそうではありませんか)のだが、同窓会原稿のときには頭に血がのぼって適当に書いてしまった。一人だけ悪者にしてしまった大講座主任に「ごめんなさい」。また、この申請却下の電話は申請締切が終わったあとにあり、もはやゴネても手遅れという状態のときにあったもので、思わず電話の向こうに、「新潟大学の考

えていることがよくわかりました」と怒鳴ってしまった。電話をくださった方に「ごめんなさい」。あなたが悪いわけはありません。こういう卑怯なやり口をして平然としている人間の存在が悪いに決まっている。続きは、この科研は日本側と米国側が同時に申請するもので米国側はNSFによって採択が決定されたことである。しかし、規則で日本側の申請がない場合、採択見送りとなるのはご承知の通り。従って、結局米国側の申請は徒労に終わった(400万払え、この野郎。どうやって、向こうに言い訳したと思っただ)。さらに、誰だかが不明なのだが、この科研をふいにするどめを刺した大嘘つきがいたようだ。NSFは米国側の内容がOKなのに日本側の申請がないのを不審に思い7月位に申請確認の電話をこちらにくれたそうである。ところが、その時私はシベリア調査で不在でした。代わりに電話を取ってくれた親切な人がいたようである。それが誰か分からないのだが(この犯人を教えて欲しい)、「手続きミスで申請ができなかった」と答えたそうだ。これは、ありえない。

私は出したぞ！NSFの担当の方は本当に親切で、11月位にもう一度私に再度確認の電話をくれた。その時、7月にそのような応対があったことを教えてくれた。11月の電話の話では、7月に申請を出せば、まだ間に合ったそうで残念がっていた。返す返すも悔しい。

さて、私なりに問題を整理したい。まず、期限付き助手は「来年度もここにすることを前提とした研究は認められない」のだから。しかし、期限付きは十分承知しているのだから、どこの誰が「ここにすることを前提として科研の申請を

札幌を離れ5年が過ぎた今思うに北大の自由な雰囲気と、そして「Be ambitious」の精神は貴重である。自分が教官となつて自覚させられることは、研究成果を上げていない人間が大学院の学生を指導できるわけがないということの一語につきる。いらぬ親切余計なお世話(これ即ち研究妨害)ばかりする人間にはなりたくない。仕事をしたいけどどうしても、示唆を与えたつもりがただの邪魔になつてしまうようだ。そういう意味では、活発な活躍を続けている、植物学教

(途中省略)

するのだろうか。繰り返しになるが、ここにいるから、ここで科研は出すしかない。他にやりようがないからそうするのである。そういうえば、今年のシベリア調査も行かない方がいいようなことを言われたな(冗談じゃない)。ついで、「だからこそ、一切の来年度以降の研究申請は認められない」のだろうか。科研なしという劣悪研究環境を創出して、「期限が来たら出て行け」という論理は私には全く理解できない。この筋を通す方法はただ一つ。5年経ったら何があるかと首にすることである。しかし、上述のように、私は首にはならなかった。首にはできないのだから(もつと先に首をはねるべき人がいるだろう)。こういうことをされれば誰でも出て行きたくはなるが、このような研究妨害をしたら、ますます期限近いの助手は研究ができなくなり、出れるものも出れなくなってしまうと思うのだが。業績なしで移る。これは、今の時代非常に厳しいのは承知の通りである。科研申請差し止めは人の研究を阻害する行為に当たるとは間違いないと私は思っている。ちなみに、正当性があるならば、直接本人に言えばよいものを私は、事務からの電話だけで当の研究科長や講座主任からその旨を聞いたことはないのだが。

なお、この科研申請却下が適切なものかどうかは、直接文部省に問い合わせようと思っているので、文部省から解答があれば、その内容をお伝えしたい。大した意味のない自己評価や紙資源の無駄としか思えない業績目録を作るよりは、それに載せるのに相応しい研究のできる環境を形成することが優先されるべきなのには言うまでもないでしょう。

住専処理への税金投入に反対し、政府予算案を国民本位に組み替えることを求める決議

政府・連立与党は住宅金融専門会社(住専)の巨額の不良債権処理に関わる不足分を補うために、六千八百五十億円の財政資金投入を閣議決定し、それを盛り込んだ一九九六年度政府予算案を強行採決させようとしている。

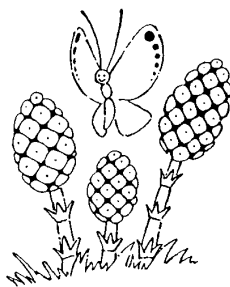
そもそも住専は、大銀行が中心になって設立し、不動産融資の総量規制をのがれるためにその母体銀行が利用・乱脈経営を行ってきたものである。また、住専へ多数のO.B.を天下りさせた大蔵省はこれを黙認してきたのみならず、農協資金を導入していつそう傷口を広げた。住専の乱脈経営に対する母体銀行と大蔵省の責任は免れない。また、住専の母体銀行から政治献金を受け取っていた連立与党の責任も重大である。

政府の住専処理案は、国会審議などの過程を通じて、法的手続きによる住専の整理・清算に比べて不明朗なものであることがはっきりしている。このままでは、住専、住専設立の母体銀行、最大の貸手である農協系金融機関、行政などの責任追求があいまいなままに終わりがねない。

住専の問題は母体銀行の責任で処理するのが筋であり、民間企業の経営破綻に多額の税金をつぎ込もうとする政府の態度には何の道理もない。われわれ新潟大学職員組合は、住専処理のために国民の血税を導入することに反対し、徹底した真相究明とともに、政府予算案を国民本位のものに組み替える行財政・司法の転換を強く要求する。

一九九六年三月六日

新潟大学職員組合中央委員会



大田昌秀沖繩県知事を支持し、米軍用地強制使用裁判における徹底審理と、基地問題の抜本的解決を求める決議

大田昌秀沖繩県知事の軍用地強制使用代理署名拒否に対し、昨年末国から提訴された裁判は、ここに来て重大な局面を迎えている。

福岡高裁那覇支部はこの間、被告である県側の証人請求を退け、当初県議会代表質問の日に知事の本人尋問を設定し、さらに尋問項目や審理範囲を大幅に制限するなど、不当な訴訟指揮を繰り返してきた。これは早期結審をねらう国側の意図に迎合したものであり、司法の独立を自ら否定する、愚挙といわざるを得ない。一方で橋本首相は、先日の日米首脳会談において、「安保最優先」を明言した上で、沖繩米軍基地問題は「国内問題」とするなど、結局在日米軍の現状維持を前提とした基地の「整理・統合」でお茶をにごす態度に終始している。

この裁判は、基地のない平和で安全な暮らしを求める沖繩県民の広範な願いに支えられた知事の行動が、国側から「違法」とされたものであり、真の「公益」とはなにかを問い、民主的な地方自治のありかたを問い、基地問題の抜本的解決の道筋をつけるものとして、大きく注目されるものである。徹底審理を妨げる国・裁判所側の態度は、このような問題が法廷で明るみに出されることを回避し、米国追従の現状を固定しようとするものであり、断固批判されるべきものである。

私たち新潟大職組は、平和と民主主義を守り広げて行く立場に立つものとして、大田沖繩県知事を支持し、本裁判の徹底審理を訴えるものである。そして基地問題については、県内や国内での基地の「たらい回し」に終わることなく、在日米軍削減による抜本的解決を求めて、関係各団体との連帯の行動をすすめて行く決意である。

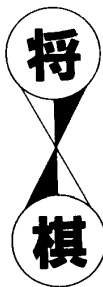
右、決議する。

一九九六年三月六日

新潟大学職員組合中央委員会



出題 九段 佐藤 昌晴
黒先白死 5分で高段者
(ヒント) 初手が急所です。



出題 五段 高田 尚平
〈ヒント〉最後に馬が動く。10分で1級。

(持駒 金銀歩)

6	5	4	3	2	1
			金		銀
			銀		金
				馬	飛
					歩

一一三四五六

■前回正解者はありませんでした。
残念な方が2名いました。
■回答は4月26日(金)までに。

編集後記

この間たまっていた記事をはき出し、やや「旧聞」になってしまいました。次号からは名実共に「新聞」となれるよう頑張ります。(H)